

議案第 4 8 号

さいたま市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

さいたま市敬老祝金支給条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（受給資格）</p> <p>第 2 条 敬老祝金を受けすることができる者は、9 月 1 5 日現在において、市内に引き続き 6 月以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）による住民基本台帳に記録されている者で、満 7 5 歳、満 8 0 歳、満 8 5 歳、満 9 0 歳、満 9 5 歳及び満 1 0 0 歳以上の年齢のもの（以下「受給資格者」という。）とする。</p> <p>（敬老祝金の額）</p> <p>第 3 条 敬老祝金の額は、満 7 5 歳の者は <u>5, 0 0 0 円</u>、満 8 0 歳、満 8 5 歳、満 9 0 歳、満 9 5 歳及び満 1 0 0 歳以上の者は <u>1 万円</u> とする。</p>	<p>（受給資格）</p> <p>第 2 条 敬老祝金を受けすることができる者は、9 月 1 5 日現在において、市内に引き続き 6 月以上居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）による住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和 2 7 年法律第 1 2 5 号）による外国人登録原票に登録されている者で、満 7 5 歳、満 8 0 歳、満 8 5 歳、満 9 0 歳、満 9 5 歳及び満 1 0 0 歳以上の年齢のもの（以下「受給資格者」という。）とする。</p> <p>（敬老祝金の額）</p> <p>第 3 条 敬老祝金の額は、満 7 5 歳の者は <u>1 万円</u>、満 8 0 歳、満 8 5 歳、満 9 0 歳、満 9 5 歳及び満 1 0 0 歳以上の者は <u>2 万円</u> とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正は、同年 7 月 9 日から施行する。

( 検討 )

- 2 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例による改正後のさいたま市敬老祝金支給条例の施行の状況等を勘案し、敬老祝金を受けることができる者の年齢及び敬老祝金の額の見直しについて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。